

平成20年度 自治功勞者 市民功勞者を表彰

狛江市自治功勞者・市民功勞者の表彰式を10月1日(水)に市役所で行いました。

■自治功勞者表彰

狛江市議会議員として長年にわたり狛江市の発展に多大な貢献をされました。

▽栗山欽行さん(東野川二丁目在住) (写真右側)

農業委員会委員として長年にわたり狛江市の発展に多大な貢献をされました。

▽小川光男さん(岩戸南一丁目在住) (写真左側)



自治功勞者表彰受章者

市民功勞者表彰受章者



(写真右から)

▽佐藤マキ子さん(東和泉一丁目在住) 保健衛生

▽白井勇さん(中和泉三丁目在住) 消防

▽鈴木一光さん(東野川一丁目在住) 消防

▽渡部典子さん(西野川一丁目在住) 市の公益(選挙)

(写真左上)

▽小川国利さん(猪方三丁目在住) 交通安全

(問い合わせ) 政策室秘書担当

■市民功勞者表彰

市民功勞者表彰は、長年にわたり各分野において市民生活の向上のため特に功勞のあった方

学童保育所の開設時間を延長します

11月4日(火)から、市内6学童保育所の平日の開設時間を午後5時45分から6時15分まで30分延長します。



ただし、土曜日は従前どおり午後5時までとなります。
(問い合わせ) 児童青少年課児童青少年係

自転車を守って 利用しまじよう

6月から施行された「道路交通法の一部を改正する法律」により、自転車の通行等に関するルールが改正されました。自転車に乗るときは、交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

改正された主な通行ルール

■普通自転車の歩道通行に関する規定

歩道通行ができるのは、次の場合です。

▽道路標識等で指定された場合



▽運転者が児童、幼児等の場合

▽車道または交通の状況からみてやむを得ない場合

■乗車用ヘルメットに関する規定

幼児・児童(13歳未満の者)



を保護する責任のある者は、幼児・児童を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。

守りましょう！自転車安全利用五則

▽自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別のあるところは、車道通行が原則です。

▽車道は左側を通行

自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。

▽歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

やむを得ず歩道を通行するときは、すぐに停止できる速度で徐行し、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

▽子どもはヘルメットを着用

自転車運転中の携帯電話・傘さし運転は大変危険です。

やめましょう！



▽安全ルールを守る

飲酒運転、二人乗り(6歳未満の子どもを1人乗せるなどの場合を除く)、並進は禁止です。



夜間は早めにライトを点灯し、交差点では信号や一時停止を守り、常に安全の確認をしましょう。



市職員の人事異動

10月1日付けで職員の異動を行いました(カッコ内は前職)。

■部長職

▽企画財政部長 水野穰(企画財政部財政課長)

■課長職

▽企画財政部財政課長 高橋

良典(企画財政部財政課長補佐(兼)財政係長) 佐(兼)総務部職員課主幹・社会福祉法人狛江市社会福祉協議会派遣 小

家庭用生ごみ処理機購入費を助成します

家庭用の生ごみ処理機を使用すると、生ごみを減量できるだけでなく、さらに処理したものを土に埋めると1ヶ月で土壌改良効果や堆肥効果があります。

〔対象〕市内居住者

〔補助台数〕1世帯につき1台(年間100台まで)

〔助成金額〕購入費の2分の1以内の金額(上限金額1万8,000円)

〔申し込み・問い合わせ〕購入前に清掃課へ。

防犯キャンペーン

市民一人一人の防犯意識の向上を図り、さらに安心安全なまちづくりを目指そう!

狛江市生活安全対策協議会では、子どもの見守りなど、安心安全パトロールを市民の皆さんの協力により重点実施し、この5年間で市内の刑法犯罪が約35%減少しました。

しかし、年配者をターゲットに急増する「振り込め詐欺」や、子ども対象犯罪、自転車盗難等は後を絶ちません。これらの犯罪に、市民一人一人が一丸となって犯罪撲滅に向けた運動を推進していく必要があります。

今年も、国の「安全・安心なまちづくりの日」および警視庁

▽喜多見駅・午後5時30分から
▽和泉多摩川駅・午後6時から
▽狛江駅・午後6時30分から
(問い合わせ) 安心安全課